
監 査 委 員

26年監査公表第 4 号

平成25年度に執行した監査の結果（平成25年 9月 2日
から平成25年11月 8日までの執行分）に基づき講じた措
置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199
条第12項の規定により、京都府知事及び京都府教育委員
会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成26年 5月23日

京都府監査委員	植	田	喜	裕
	同	山	口	勝
	同	村	山	佳
	同	園	田	能

定 期 監 査

監査の結果

【部局別】

(1) 農林水産部

農林水産技術センター（監査実施年月日：平成
25年 9月18日・27日・10月 1日・ 2日・21日・11
月 8日）

（指摘）

所属長に何うことなく契約書の内容を変更
し、公印を押印するなど内部統制が不適切な事
例が認められた。

（措置の内容）

平成26年 1月に開催した職員会議において、
文書審査・公印管理等の適正な事務処理及び複
数職員によるチェック体制の強化について、周
知徹底を図った。

(2) 教育委員会

南丹教育局（監査実施年月日：平成25年 9月13
日）

（指摘）

補助金の額の確定に当たり、事業の実施内容
を確認していない事例が認められた。

（措置の内容）

平成25年 9月に開催した局内会議において、
補助金取扱要領に基づく適正な事務処理と相互
チェック体制の強化について確認を行うととも
に、管内市町教育委員会に対して適切な事務処
理を促すよう関係職員に周知徹底を図った。